第2章 全体構想

2-1 まちづくりの方向性

長期総合計画がめざす将来像(理念)を実現するために、現状等を踏まえたまちづくりの方向性を次のとおり設定します。

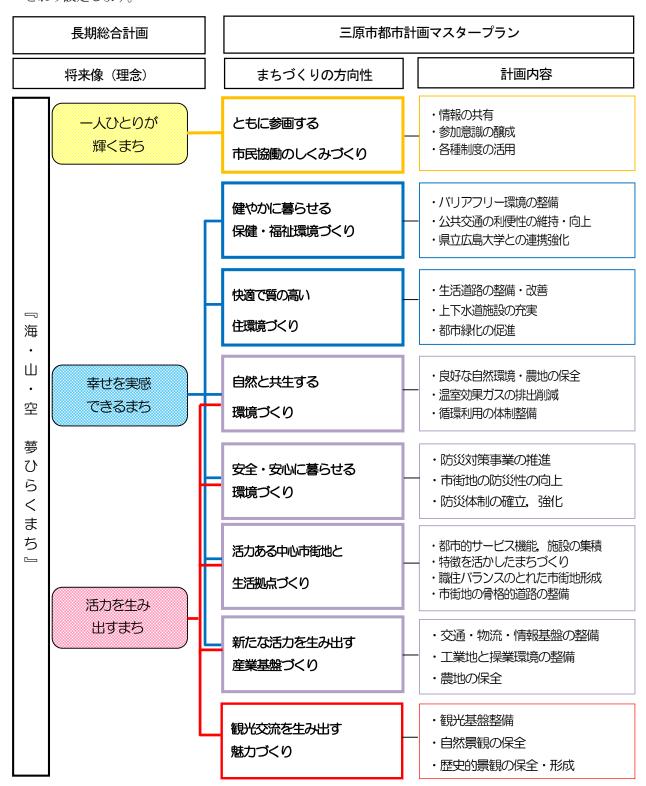


図2-1 長期総合計画の将来像とまちづくりの方向性

2-2 計画内容

(1) 一人ひとりが輝くまち

1)ともに参画する協働のしくみづくり

都市計画マスタープランの公表や適正な都市計画決定・変更手続きによる情報の共有,地区計画・都市計画提案制度など各種制度の活用,広報・啓発活動を通じた参加意識の醸成等によって,住民,企業等と行政の協働によるまちづくりを推進します。

(2) 幸せを実感できるまち

1) 健やかに暮らせる保健・福祉環境づくり

高齢者や障害者など誰もが社会参加でき、健康で生きがいをもって暮らせる環境をつくるため、 県立広島大学との連携を強化しながら、バリアフリーや健康づくりの環境整備を推進し、バス等 の公共交通機関の機能強化を図ります。

2) 快適で質の高い住環境づくり

住民すべてが快適な生活を享受できるよう,日常生活に欠かせない生活道路,公園,上下水道など,生活基盤を計画的に整備するとともに,都市緑化を推進し,住環境の質の向上を図ります。

3) 自然と共生する環境づくり

沼田川や瀬戸内海,筆影山等に代表される恵まれた自然環境や, 久井地域や大和地域, 沼田東町等の農地は, 必要性や目的に応じた手法の活用を検討しながら保全を図ります。

また、交通渋滞の緩和など温室効果ガスの排出抑制対策や、ごみの減量化、資源化、水資源・廃棄物の再生利用を促進し、環境負荷の軽減を図ります。

4) 安全・安心に暮らせる環境づくり

自然災害による被害を最小限にするため、河川改修や砂防事業、下水道事業等の事業を推進するとともに、密集住宅市街地等の市街地においては、建築物の耐震化、不燃化の促進や道路、公園等の公共施設整備により、災害に強い市街地の形成を図ります。

また、これらの災害時における避難対策など防災体制の確立、強化を図ります。

(3)活力を生み出すまち

1) 活力ある中心市街地と生活拠点づくり

通勤や商業・業務、保健・医療・福祉、文化など様々な都市的サービス機能や公共公益施設への アクセス利便性に優れ、暮らしやすい生活環境を確保するため、中心市街地等に都市機能の集積 を誘導し、歴史・文化、交通拠点等を活かした個性と魅力ある市街地の形成を図ります。

また,職住バランスのとれた市街地を維持しながら,道路網の整備等により交通渋滞の改善と 自転車・歩行者空間の充実を図ります。

2) 新たな活力を生み出す産業基盤づくり

広域交通拠点を活かし、製造業等の事業の高度化、多様化を促進するため、道路網や港湾施設

の整備促進等により物流機能の強化を図り「人」「もの」「情報」の交流を促進するとともに、新たな工業用地の創出と良好な操業環境の形成を図り、道路、上下水道など産業立地を支援する基 監整備を推進します。また、優良な農地の保全を図ります。

3) 観光交流を生み出す魅力づくり

自然公園をはじめとした良好な自然環境や、三原城跡等の歴史遺産を観光資源として保全し、活用するために、必要な道路や情報基盤等の整備を推進します。

また、市民との協働による自然環境の保全や景観の保全・形成を通じて、これらの資源の魅力 の向上を図ります。

2-3 推計人口

三原市長期総合計画基本構想では、めざすべき市の目標として平成27(2015)年における人口見通し を11万人としています。

一方,後期基本計画(平成22年度~平成26年度)では、5年間に取り組む施策を推進するための行財 政運営の基礎的数値として、目標年次である平成26(2014)年度における人口は10万人前後(住民基本 台帳ベース)で推移すると見込んでいます。

本計画における土地利用等の方針の検討にあたり基本的指標となる推計人口は、後期基本計画の数値を使い、次のとおり設定します。

21 1370 0 - 300			
平成 17(2005)年	平成 27(2015)年		
(基準年次)	(目標年次)		
104, 196 人	100,000 人		

表 2-1 将来人口の見通し

2-4 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市に必要な機能をどのように集積、形成するかの方向性を示し、将来における都市の骨格的な姿を明らかにするものです。本計画では、長期総合計画や備後圏都市計画区域マスタープラン、本郷都市計画区域マスタープランの将来都市構造との整合性を図りながら、将来都市構造を「ゾーン」「拠点」「都市軸」により示します。

今後,人口減少,少子高齢化の進展が予想されることや環境保全の観点から、市街地拡大型の市街地整備からの転換を図り、既存ストックを活かしたまちづくりを進めるために「ゾーン」「拠点」「都市軸」を設定し、必要な機能の集積や拠点間の連携強化を図り、持続可能で一体的なまちづくりをめざします。

区 分	説 明	
ゾーン	拠点、都市軸の配置の前提となる、地勢や土地利用が一定のまとまりをもつ空間	
拠点	都市活動や日常生活に必要な機能を集積し、生活、産業、交流の中心的役割を担うべき市街地、既存集落等	
都市軸	道路,公共交通など複数の交通施設からなり,広域,都市間,都市内の連携を強化する主要な動線	

表 2-2 将来都市構造の構成

(2) ゾーンの設定

一定のまとまりのある地勢や土地利用の維持を図るため,「市街地」「農住共存地」「山地」「農村集落地」をゾーンとします。

表 2-3 ゾーンの定義

ゾーン名	概 要	
1) 市街地ゾーン	市街化区域及び用途地域の区域	
2)農住共存地ゾーン	市街地ゾーン周辺の農村集落の区域	
3) 山地ゾーン	市街地ゾーン,農住共存ゾーンを取り囲む山地の区域	
4)農村集落地ゾーン	中山間地域、瀬戸内海沿岸、離島地域の区域	

(3) 拠点の形成

拠点性を備えた複数の地区と、それを取り巻く地域が特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展をめざしたまちづくりを行うため、「生活拠点」「産業拠点」「交流拠点」の形成を図ります。

表 2-4 拠点の定義

拠点の種類	概 要	
1)生活拠点	都市機能が集積する市街地や、日常生活に必要な機能の集積する既存集落で、さらなる機能集積 や生活機能の維持・強化を図るべき拠点	
2)産業拠点	製造業,流通業など産業が集積する拠点,及び新規工業用地の整備が計画され,今後,産業の集 積を図るべき拠点	
3)交流拠点	レクリエーション機能や優れた自然環境、歴史・文化資源が集積する拠点	

1) 生活拠点

都市計画区域内において、都市機能の集積を図る生活拠点として、三原駅周辺地区と本郷駅周辺 地区を「都市生活拠点」に位置付けます。

また、都市計画区域外において、日常生活に必要な施設の集積を図る生活拠点として、久井支所 周辺・江木地区、大和町下徳良・和木地区を「地域生活拠点」に位置付けます。

①都市生活拠点

●三原駅周辺地区

県立広島大学,市役所等の公共公益施設や商業・業務機能など既存の集積と、JR 三原駅、三原内港など広域交通拠点を活かし、市域における都市活動の中心を担うため、中心市街地に広域的都市機能の集積を図ります。

●本郷駅周辺地区

本郷支所等の公共公益施設や商業・業務機能の集積と、広島空港、山陽自動車道本郷 IC に近接する交通条件を活かして、周辺地域住民の生活利便を向上するための基礎的な都市機能の集積を図ります。

②地域生活拠点

久井支所, 大和支所周辺の既存集落において, 地域住民の日常生活の利便性を確保するため,

生活機能の維持・向上を図ります。

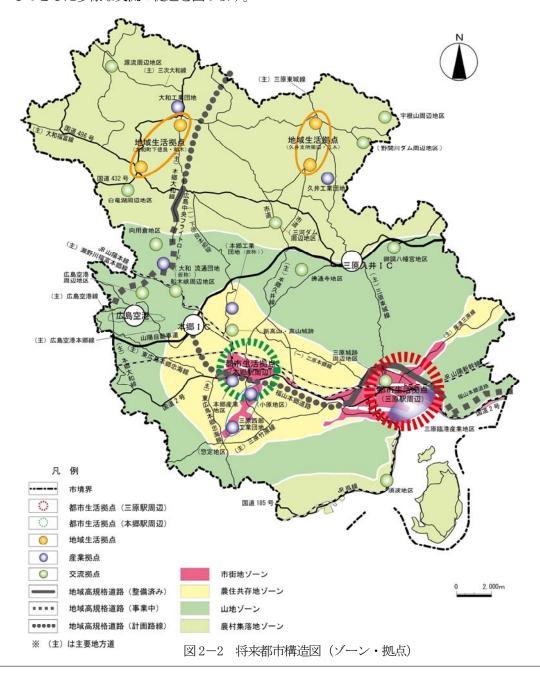
2) 産業拠点

三原臨港産業地区,三原西部工業団地(小原地区,惣定地区),本郷産業地区,久井工業団地, 大和工業団地と本郷工業団地(仮称)予定地,大和流通団地(仮称)予定地を産業拠点に位置付けます。事業の高度化・多様化や新たな産業の立地により,さらなる産業集積を図ります。

3)交流拠点

三原城跡周辺地区、須波地区、新高山・高山城跡、広島空港周辺地区、船木峡周辺地区、佛通寺地区、向用倉地区、御調八幡宮地区、三河ダム周辺地区、野間川ダム周辺地区、宇根山周辺地区、白竜湖周辺地区、源流周辺地区を交流拠点に位置付けます。

レクリエーション機能や優れた自然環境、歴史・文化資源を活かして、自然体験、農業体験をは じめとした多様な交流の促進を図ります。



(4) 都市軸の形成

広域、都市間、都市内の連携を担う「広域連携軸」「都市間連携軸」「都市内連携軸」の形成を図ります。

表 2-5 都市軸の定義

都市軸の種類	概 要	
1) 広域連携軸	広域的な地域間連携や空港・港湾等への連結を担う軸	
2)都市間連携軸	広域連携軸を補完し、近隣市町との連携や拠点間の連携を担う軸	
3)都市内連携軸	都市間連携軸を補完し、市内各地域の拠点間の連携を担う軸	

1) 広域連携軸

広島空港,山陽自動車道,地域高規格道路福山本郷道路,広島中央フライトロード,国道2号, 国道185号,JR山陽新幹線,JR山陽本線を広域連携軸に位置付け,連携機能を強化して東西方向, 南北方向の物流や広域交流の促進を図ります。

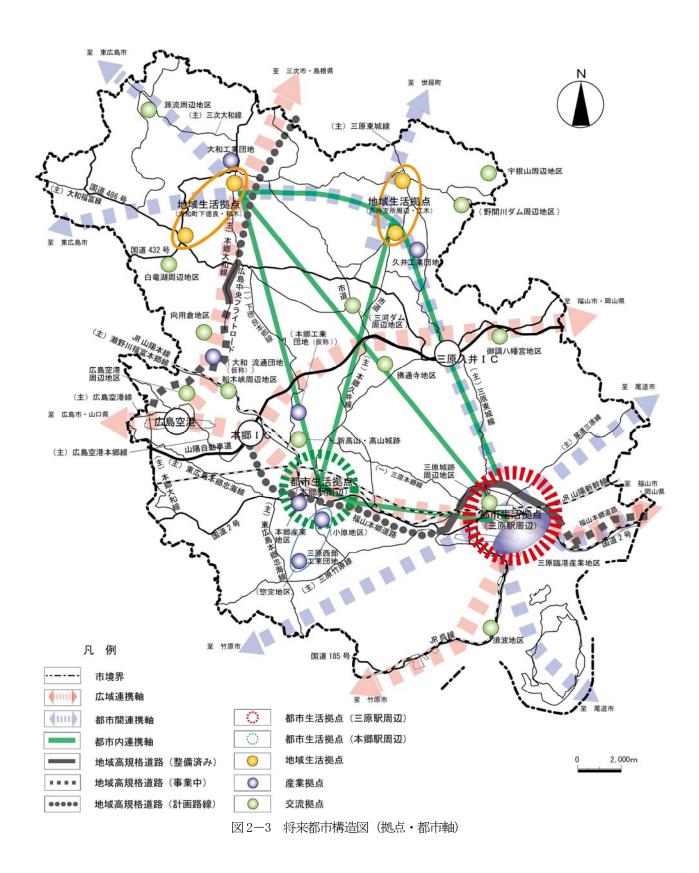
2)都市間連携軸

国道 2 号, 国道 185 号, JR 山陽本線の機能強化とともに, (主) 三原東城線, (主) 尾道三原線, (主) 三原竹原線, JR 呉線, 航路等を都市間連携軸に位置付け, 連携機能を強化して都市間交流の促進を図ります。

3)都市内連携軸

(主)本郷久井線,(一)下徳良本郷線,(一)三原本郷線、路線バスなど公共交通ネットワーク 等を都市内連携軸に位置付け、連携機能を強化して三原地域、本郷地域、久井地域、大和地域の一 体的な発展をめざします。

※(主):主要地方道※(一):一般県道



(5) 都市生活拠点と産業発展軸

居住, 就労, 教育, 文化, 医療, 買物, レクリエーションなど都市活動の中心である都市計画区域においては, 人口減少, 少子高齢化への対応や環境保全の観点から, 都市生活拠点における既存ストックの集積を活かした, 持続可能なまちづくりをめざします。

このため、都市生活拠点への都市機能の集積と住宅市街地の環境整備を図るとともに、広島空港、 山陽自動車道本郷IC、重要港湾尾道糸崎港を結ぶ軸を「産業発展軸」と位置付け、製造業、流通業 等の産業集積を促進することで、職住の近接した市街地の維持、形成を図ります。

また、都市生活拠点間の連携と物流機能の強化を図り、2つの都市生活拠点と産業拠点が一体的に都市活動を支え、発展する都市をめざします。

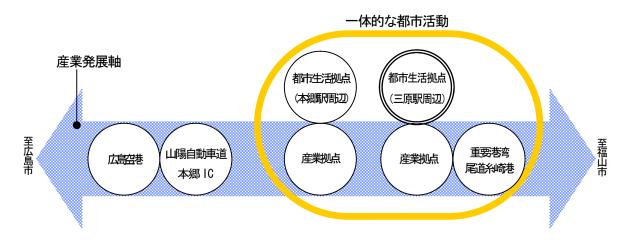


図 2-4 都市生活拠点と産業発展軸のイメージ

2-5 分野別方針

分野別の方針は「土地利用の方針」「交通施設の整備方針」「公園・緑地の整備方針」「その他の施設の整備方針」「市街地の整備方針」「福祉・健康のまちづくりの方針」「都市環境の形成方針」「景観の保全・ 形成方針」「安全・安心なまちづくりの方針」の9つの分野で構成します。

対象範囲は、交通施設、公園・緑地、その他の施設、市街地については、主に都市計画区域とし、それ以外は三原市全体とします。

項目 対象範囲 (1)土地利用の方針 三原市全体 (2) 交通施設の整備方針 主に都市計画区域 (3) 公園・緑地の整備方針 主に都市計画区域 (4) その他の施設の整備方針 主に都市計画区域 (5) 市街地の整備方針 主に都市計画区域 三原市全体 (6) 福祉・健康のまちづくりの方針 (7) 都市環境の形成方針 三原市全体 (8) 景観の保全・形成方針 三原市全体 (9) 安全・安心なまちづくりの方針 三原市全体

表 2-7 分野別方針対象範囲

(1) 土地利用の方針

本市では、都市化が進み市街地の規模が拡大しましたが、今後は人口減少が想定されることから、 市街地の拡大を抑制することとし、宅地開発、建築活動を適切に誘導することで、暮らしやすさの維持、向上を図ります。

このため、市街地では職住のバランスに配慮しながら、既存ストックの集積を活かした都市機能の 充実を、郊外では良好な自然環境や優良な農地の保全を図ります。

1)都市的土地利用

①市街地

●中心商業地及び周辺商業地

- ・ JR 三原駅周辺や三原城跡周辺地区の商業地域を「中心商業地」とし、恵まれた交通条件を 活かして高密度な土地利用を誘導します。
- ・中心商業地及びこれと隣接する「周辺商業地」は、商業・業務機能や公共公益施設等が集積するとともに、城下町の歴史・文化が残る三原の顔でもあることから、一層の都市機能の集積と都市型居住を促進し、複合的土地利用を誘導することで、本市の中枢を担う利便

第2章 全体構想 2-5分野別方針

性の高い市街地の形成を図ります。

・ 大規模集客施設^{※1}は、原則として、中心商業地に立地を誘導します。

●近隣商業地

・ JR 本郷駅及び JR 糸崎駅周辺の商業地については、住環境との調和を図りながら、商業・業 務機能など既存の集積を活かした土地利用を誘導し、周辺地域の住民にとって生活利便性 の高い市街地の形成を図ります。

●沿道型住環境整備地

・ 主要地方道尾道三原線や宮浦大通り、学園通りなど幹線道路沿道については、自動車修理 工場や沿道サービス施設など、沿道における業務の利便を増進しながら、これと調和した 住環境の保護を図ります。

●複合住宅地

・ 住宅と店舗、事務所等が混在する住宅地については、商業・業務との調和を図りながら住 環境の保全を図ります。

●専用住宅地

- ・ 沼田西町あやめヶ丘団地や本郷南の東本通地区など、市街地周辺部で計画的に整備された 住宅団地等については、地区計画や建築協定等により、今後とも低層住宅を中心とした良 好な住環境の保全を図ります。
- ・ 既に市街化した住宅地や、今後、市街化の進行が想定される住宅地については、用途の混在を防ぎながら、地区計画や開発許可制度等により良好な住宅市街地の形成を図ります。

②工業地

●臨港部工業地

- ・ 既存工業地については、事業の高度化、多様化を支援する観点から、産業振興施策と連携 しながら、適切な土地利用を誘導します。
- ・ 埋立地の新規工業地については、住工混在地の工場移転用地として、適切な土地利用を誘導します。

●内陸部工業地

・ 内陸部の三原西部工業団地や工業団地予定地等については、恵まれた交通条件を活かした 新たな産業集積を促進する観点から、また住工混在地の工場移転用地として、適切な土地 利用を誘導します。

●軽工業地

・ 国道 2 号沿道等の、環境を悪化する恐れの少ない工場が立地する工業地については、周辺 環境に配慮しながら複合的な土地利用を誘導します。

③既存集落等

- ・ 市街化調整区域等の既存集落等については、良好な生活環境、営農環境を保全し、必要に 応じて地区計画等の活用を検討します。
- ・ 都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域では、ゆとりある生活環境の形成、保全のため、地域特性に応じた土地利用の誘導に努め、必要に応じて特定用途制限地域の指定や建築物の形態制限の見直しを検討します。
- ※1:大規模集客施設とは、映画館や店舗、飲食店、アミューズメント施設、展示場などで床面積が1万m²超あり、 広範囲から多くの客を集める施設のことです。

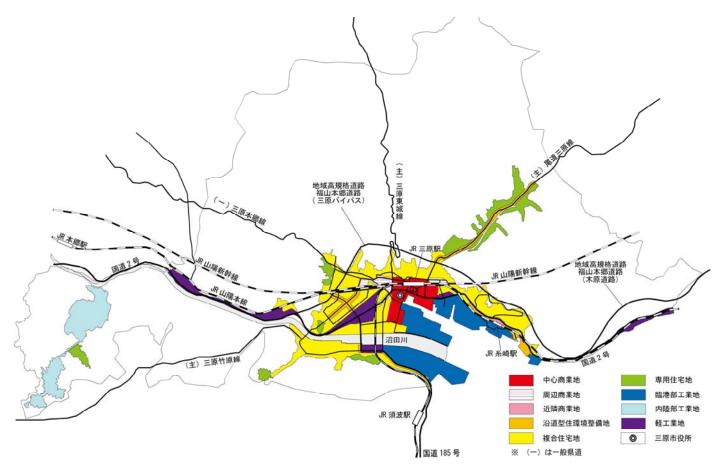


図 2-5 土地利用方針図(三原地域)



第2章 全体構想 2-5分野別方針

2) 自然的土地利用

①農用地

・ 農地は、生産や景観、自然災害の防止等の機能を有しており、農業施策と連携しながら、 優良な農地である農用地の保全を図ります。

②森林

・ 景観、自然環境を特徴付け、自然災害の防止、水源涵養等に寄与する森林は、良好な緑として保全を図ります。

③自然公園

・瀬戸内海国立公園や仏通寺御調八幡宮県立自然公園, 竹林寺用倉山県立自然公園等については、豊かな自然環境を保全するとともに、環境保全施策や観光振興施策と連携しながら、自然とふれあうレクリエーション機能として活用を図ります。

3)課題に対応した土地利用の誘導

①大規模集客施設の立地の適正化

・ 広域的都市機能である大規模集客施設については、原則として中心商業地への立地を誘導することとし、それ以外の地域では、特別用途地区や地区計画等の活用により立地を抑制します。

②低·未利用地

- ・ 市街化区域において、相当規模の土地が低・未利用の状態のまま存続することで、にぎわいの喪失や住環境の悪化など、周辺地域の計画的な土地利用に支障をきたす場合は、社会 経済情勢の変化や土地利用動向を踏まえ、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導します。
- ・ 必要に応じて地区計画の活用等により、道路、公園等の整備を促進し、良好な市街地の形成を図ります。

③住工混在地

・ 住宅と工場が混在して環境悪化の恐れが大きい場合については、工場適地への移転の誘導等により、製造業の操業環境と良好な生活環境の形成を図ります。

4都市計画区域が指定されていない地域

・都市計画区域外で、無秩序な開発による土地利用の混乱防止や自然環境の保全等が必要な場合については、土地利用、自然的条件、日常生活圏、主要な交通施設等の一体性を総合的に考慮しつつ、必要に応じて都市計画区域の拡大などを検討します。

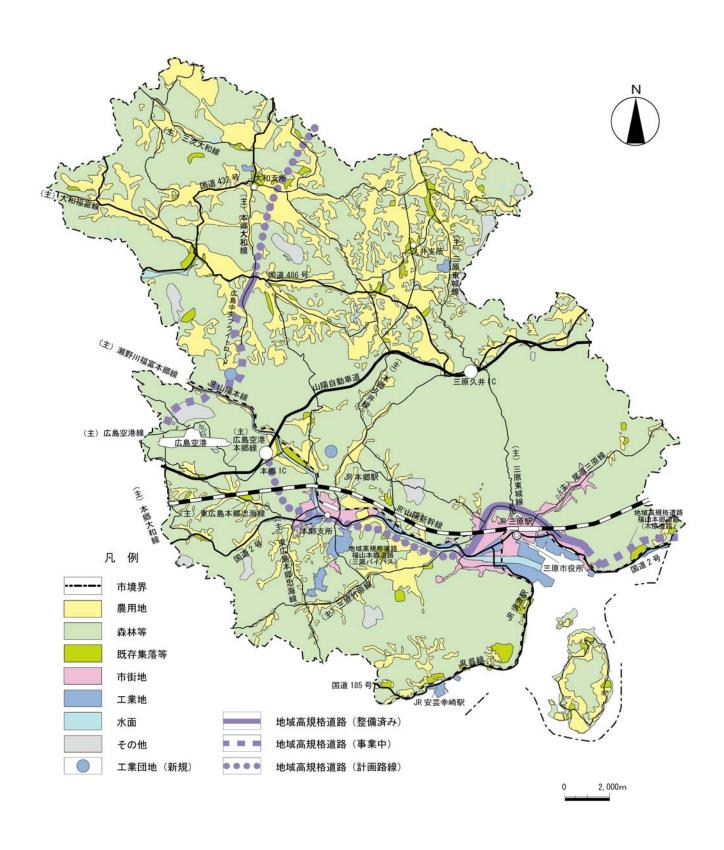


図 2-7 土地利用方針図

第2章 全体構想 2-5分野別方針

(2) 交通施設の整備方針

広島空港や山陽自動車道等の恵まれた広域交通条件を活かし、広域的な交流を促進するとともに、 拠点間の連携強化や高齢化への対応、環境負荷の軽減を図るため、総合的な交通体系の整備をめざし ます。

このため、都市計画道路など市街地の道路網と自転車・歩行者空間の整備を推進するとともに、鉄道、航路、路線バスなど公共交通機関の機能強化を図ります。

1) 市街地の道路網

①都市計画道路

- ・ 市街地の慢性的な渋滞を解消し、良好な都市環境を形成するとともに、産業活動を支える 物流機能を強化するため、地域高規格道路福山本郷道路(三原バイパス)をはじめとする 都市計画道路網の整備を進めます。
- ・ 高度成長期等に都市計画決定し、長期間事業未着手の区間を含む都市計画道路で、社会経済情勢の変化等に伴い決定当初の位置付けや必要性に変化が生じている路線については、 見直し方針に基づき、必要な都市計画変更の手続きを進めます。

②生活道路

・ 市道は身近な生活道路として、生活環境向上のために必要な道路整備を進めます。

2) 公共交通機関の機能強化

①鉄道

・ 各鉄道駅については、必要に応じてパークアンドライド用の駐車場や駐輪場、バス停車場等の施設整備を推進し、交通結節点機能の強化を図ります。

②航路

・ 三原内港等の交通結節点については、待合施設のバリアフリー化など、すべての人が安全 で快適に利用できる環境整備を図ります。

③路線バス

- ・ 通勤, 通学, 通院, 買物等の利用実態に配慮した, 利便性の高いバスネットワークの構築 を検討します。
- ・ 路線バスの安定した走行環境を確保するため、都市計画道路等の道路整備を推進します。
- ・ バス利用者の快適性、利便性を向上するため、バス停における上屋や駐車場、駐輪場等の 基盤整備を検討します。
- ・ 路線バス利用不便地区^{※1}では、地域の協力を得て、実情に即したコミュニティ交通^{※2}の運行により、通院や買い物など公共交通の利便性の維持・向上を図ります。

※1:路線バス利用不便地区とは、「三原市地域公共交通再編に関する基本方針」の中に示されている地区で、バス路線から500m以上離れた地区のことをいいます。

%2: コミュニティ交通とは、行政と市民との協働により、それぞれの地区の事情に即した交通事業を行うことをいいます。

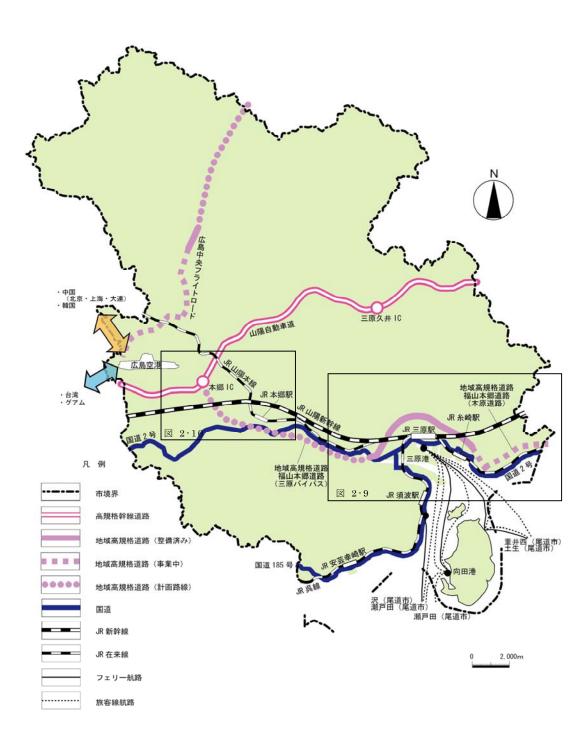


図 2-8 交通体系図

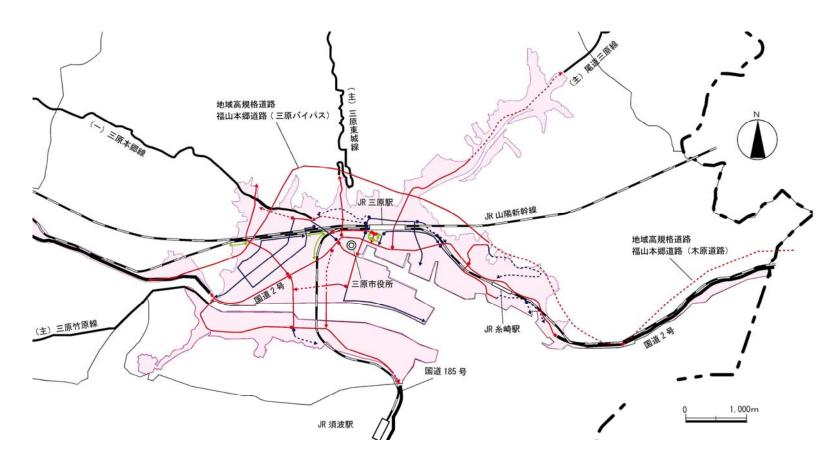


図 2-9 市街地道路網整備方針図 (三原地域)

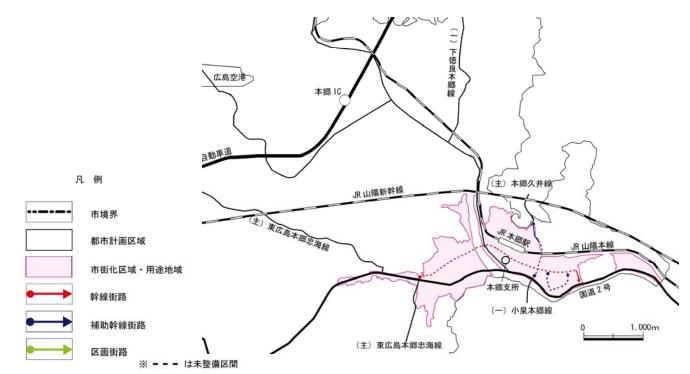


図 2-10 市街地道路網整備方針図(本郷地域)

3)港湾

・重要港湾尾道糸崎港糸崎港区は、海上交通の拠点として重要な役割を果たしており、今後と も外・内貿拠点港として港湾機能や物流機能を強化するため、公共ふ頭や臨港道路等の整備 を促進します。

4)空港

・広島空港が中国・四国地方の拠点空港として発展するため、航空路線の拡充などによる機能 強化や新たな交通手段を含めたアクセス交通の整備・充実を促進します。

5) 過度の自動車利用からの転換促進

- ・中心市街地や住宅地等の市街地では、都市計画道路等による歩道の整備や地域特性に応じたコミュニティ道路^{※1}整備により、安心で快適な自転車・歩行者空間の確保を図ります。
- ・市民の意向把握や公共交通に関する情報提供,意識啓発等によるモビリティ・マネジメント^{※2} を推進するとともに,企業等にも協力を要請し,自動車利用から公共交通機関等への転換を 促進します。



広島空港

- ※1:コミュニティ道路とは、歩道と車道を分離し、自動車の速度を抑制して歩行者の安全性を確保した道路のことをいいます
- ※2: モビリティ・マネジメントとは、過度に自動車に頼ることから公共交通機関や自転車等を利用するなど、 市民が自主的に環境問題など社会的に望ましい方向に交通手段を転換していくよう施策や啓発などを行う ことをいいます。

(3) 公園・緑地の整備方針

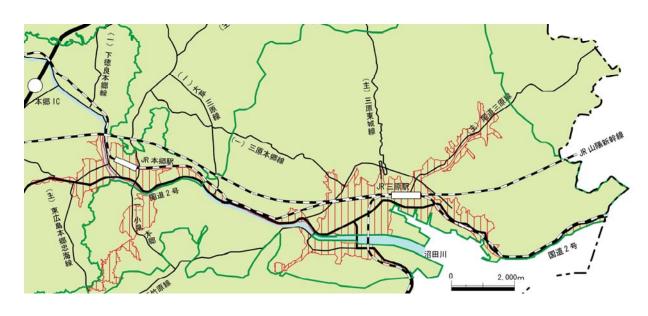
公園・緑地は、日常生活に憩いややすらぎをもたらすだけでなく、災害時における防災機能や環境 保全、自然との共生、レクリエーション機能、景観形成、身近なコミュニケーションの場など多様な 役割を有しています。

このため、暮らしの豊かさを実感できるよう、都市公園の整備や公共施設の緑化を推進するととも に、民有地の緑化や美化活動、維持管理への市民参加を促進します。

また、緑豊かな都市環境の整備を総合的に推進するために、「緑の基本計画」を策定します。

1)都市公園

- ・ 街区公園等の住区基幹公園は、市街地を中心に適正な配置・規模を確保するとともに、整備やリニューアルにあたっては、計画段階から市民の参加を促進し、市民の愛着を育む公園・緑地づくりをめざします。
- ・ 公園を活用したイベントの開催、日常の健康づくり等の地域活動を通して利用促進し、親しまれる公園づくりをめざします。
- ・ 安全で気軽に利用できるよう, まちづくりの一環として, 市民参加による公園の維持管理 を促進します。
- ・ 三原運動公園等は、競技スポーツの普及促進等を通して利用を促進するとともに、子ども や高齢者、障害者など、すべての人が安全で快適に利用できるよう、施設の維持・充実を 図ります。



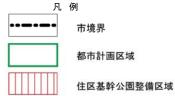


図 2-11 住区基幹公園整備方針図

2) 公共施設緑地

- ・ 緑の豊かさを感じることができるよう、教育・文化施設等の公共施設の緑化を積極的に進めます。
- ・ 快適な沿道環境等を形成するため、街路樹の整備や、緑のオーナー制度、マイロードシステムの普及を図り、協働による公共施設緑地の緑化及び維持管理を促進します。

3) 民間施設緑地

- ・ 緑化地域^{※1}の指定等を検討し、民間の建築物の屋上、空地など敷地内の緑化を推進することにより、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- ・ 一般の住宅地において、地区計画^{※2} や緑地協定^{※3} 等の活用を促進し、緑豊かな住環境形成を図ります。
- ・ 住民の緑化意識の高揚を図るため、結婚、出産を記念して行う記念樹贈呈事業を継続します。



緑のオーナー制度

- ※1:緑化地域とは、良好な都市環境を形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある区域について、市町村が定めるものです。
- ※2:地区計画とは、道路,公園等の整備や建物の緑化に関して、住民や関係権利者の意見を反映しながら定める地区レベルのルールです。
- ※3: 緑地協定とは、都市計画区域内の一団の土地について、良好な環境の確保するため、土地所有者の全員の合意によって緑地の保全や緑化の推進に関する協定を行い、住民の自主的な取り組みにより民有地の緑地の保全や緑化の推進を図る制度です。

(4) その他の施設の整備方針

衛生的で快適な都市環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を推進するとともに、市街地の浸水対策のために、雨水排水施設の計画的な整備を進めます。

また、環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な社会をめざし、減量化、資源化によりごみの 排出を抑制するとともに、水資源、廃棄物等の再生利用を推進します。

1)下水道

- ・ 市街地においては、生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、沼田川流域関連 公共下水道の事業認可区域における整備を推進します。
- ・ 浸水対策のため、雨水ポンプ場の整備や排水施設の更新・改修を進めます。
- ・ 農村・漁村集落等の生活排水は、特定環境保全公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業、 合併浄化槽のうちから集落のまとまりや特性に応じた手法を検討し、効率的な整備を推進 します。

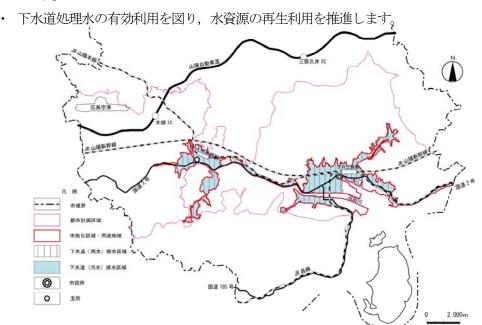


図 2-12 市街化区域・用途地域内公共下水道整備方針図

2) ごみ処理施設等

- ・ ごみ処理は、ごみの減量化、資源化、再利用を推進し、ごみの排出を抑制するとともに、 処理施設の計画的な整備等により、持続的な発展か可能な社会をめざします。
- ・ 最終処分場については、最終処分物の減量に努めるとともに、新たな最終処分場の整備あたっては、適正な規模や配置、環境への影響等に配慮し、計画的に進めます。
- ・ し尿処理施設は、老朽化した現有施設を更新し、市域における安定したし尿・浄化槽汚泥 の処理を行うとともに、発生汚泥の再資源化により、循環型社会の形成をめざします。

3) 斎場

・ 新たな斎場の整備にあたっては、社会的環境等に配慮し、適切な規模や配置により、施設 設備を計画的に進めます。

(5) 市街地の整備方針

今後,人口減少が想定される中,市街地拡大型の市街地整備からの転換を図り,既存ストックを活かしたまちづくりを進め,既成市街地への居住や都市機能の集積を誘導します。

また,歴史・文化等の地域特性を活かした,魅力ある市街地の整備を図るとともに,土地区画整理 事業や地区計画等の活用による,ゆとりある住宅市街地等の整備を推進します。

1) 市街地の整備

①中心市街地

・ 中心市街地である JR 三原駅周辺では、複合的都市機能の集積や都市型居住を誘導するとともに、三原城天主台周辺など歴史・文化資源の活用やコミュニティ道路化、建築物の壁面後退による、自転車・歩行者空間の整備などにより、回遊性の向上を図ります。

②既成市街地

- ・ 既成市街地において, 道路, 公園等の公共施設が十分でない地区では, 地区計画の活用や 道路・公園など, 公共施設の充実により, 防災性の向上を図ります。
- ・本町、西町等の、多くの寺社が残る地区では、歴史・文化資源の保全・活用を図ります。

③進行市街地

・ 宅地化が進みつつある市街地において, 道路・公園等の公共施設が十分でない地区では, 必要に応じて地区計画等を活用して, 良好な市街地の形成を図ります。

4新市街地

・ 産業拠点に近接する JR 本郷駅周辺では、東本通土地区画整理事業や道路整備による、職 住近接のゆとりある住宅市街地の整備を推進します。

2)新規開発地

・ 住工混在の解消,新規産業の立地を促進するため,埋立地や開発事業による新規工業用地の創出を促進し,道路など必要な基盤整備を推進します。

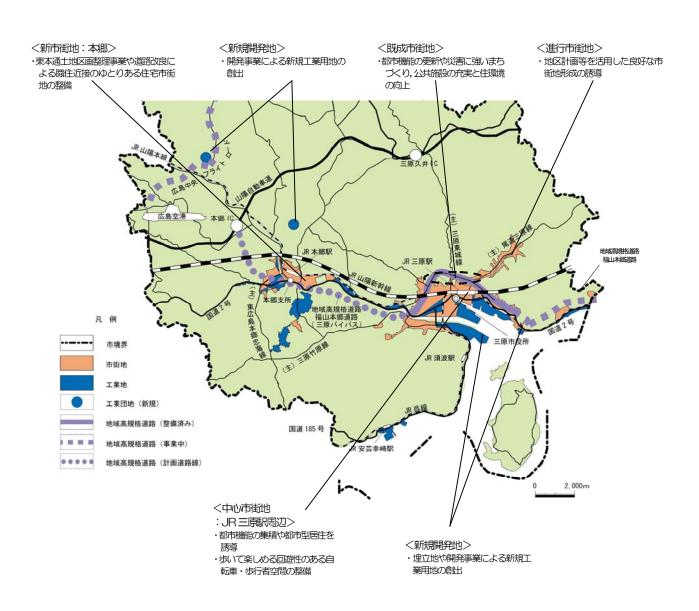


図 2-13 市街地整備方針図

(6) 福祉・健康のまちづくりの方針

子どもから高齢者、障害者など、すべての人があらゆる社会活動に自由に参画できるよう、旅客施設や建築物、道路、公園、駐車場の一体的・総合的なバリアフリー化を進めます。

そのために、関係機関や県立広島大学との連携を強化し、ハード・ソフトの両面から整備・改善に 努めていきます。

また,スポーツレクリエーション施設の充実や活用を促進し,いきいきと健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

1) 一体的・総合的なバリアフリー施策の推進

- ・ バリアフリー新法** に基づき、旅客施設や建築物、道路、公園、駐車場の総合的なバリアフリー化を進めます。
- ・中心市街地など交流の拠点となる地区では、旅客施設や建築物、道路、公園、駐車場における、一体的・連続的な歩行者空間を確保するための施策を検討します。
- ・ 路線バスについては、低床車両の導入や、わかりやすい路線案内の促進等により、誰もが 安全で快適に利用できる環境づくりをめざします。
- ・ 高齢者, 障害者等の通行の安全性を確保するために, 歩道の修繕や放置自転車対策等により, 安全で快適に通行できる歩行者空間の確保を図ります。
- ・ 市営住宅については、高齢者、障害者など誰もが安心して快適に暮らせるよう、バリアフリー化に配慮した整備・改良を検討します。





交通バリアフリータウンウォッチングの様子

中央図書館入口の傾斜路

2) ソフト面での取り組み

・高齢者や障害者等をサポートする意識の醸成や道路利用者のマナー向上に向けて,関係機関 と連携を図りながら,広報,啓発活動に取り組みます。

3)健康づくりの環境整備

- ・健康教室や各種スポーツ大会等を通じて、公園や体育館等の活用を促進するとともに、施設の充実等により、健康づくりのための環境整備に努めます。
- ・住民が日常的に健康づくりに取り組めるよう、ウォーキングや体操など手軽な運動ができる身近な場所として、市街地の公園や自転車・歩行者空間の整備、沼田川河川防災ステーションなど河川敷の活用を検討します。
- ※1:バリアフリー新法とは、平成18年に制定された、ハートビル法と交通バリアフリー法が一体化された法律で、ハード・ソフト両面から施策を充実させ、高齢者や障害者なども含めたすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会をめざすものです。

(7) 都市環境の形成方針

本市は、市街地を緑豊かな山々が囲み、沼田川等の河川が流れ、沿岸部には瀬戸内のしまなみ、北部は里山と田園が織りなす特有の風景が広がるなど、豊富な自然に恵まれた都市です。

このため、自然と共生した生活を営むとともに、暮らしの豊かさを実感できる持続的なまちづくりの視点に立ち、すべての人が地球規模で環境問題を考え、身近な地域で実践する仕組みづくりを推進し、低炭素社会や循環型社会の実現をめざします。

1) 自然環境の保全・再生

- ・ 市域の大半を占める山林や里山の保全・再生を図ります。
- ・ 沼田川等の河川や瀬戸内海の海岸等は、水辺や海辺に親しむ空間として、保全・再生を図ります。
- ・ 生産や防災, 生物生息空間など, 多面的機能を有する農地の荒廃を防ぎ, 有効利用を促進するため, 営農環境の改善を図ります。
- ・ ヒョウモンモドキ, エヒメアヤメ, ハマサジ等の希少な動植物の生息地については, 適切な保全を図ります。
- ・ 自然環境保全の観点から、無秩序な市街化の防止や、生活環境の確保、風致の維持が必要な場合には、これらを保全すべき地域として、開発の抑制等を図ります。



2) 生活環境の保全

- ・ 自動車排出ガスや工場のばい煙等の排出の抑制を住民・企業等に働きかけ、良好な大気環境の保全を図ります。
- ・ 下水道整備など生活排水対策を推進するとともに、工場・事業所に対する排水対策の徹底 や、市民に対する環境学習により、公共用水域の水質保全を図ります。
- ・ ごみの減量化や再資源化に向けた市民意識の啓発とともに、不法投棄の防止と監視体制の 強化を図ります。

3) 快適環境の保全と創造

- ・快適で個性豊かな景観を育む公共施設の整備、まちなみの創造を図ります。
- ・ 市街地や工業地での公園・緑地整備や敷地の緑化により、緑の創出を図るとともに適正管 理を行います。
- ・ 潤いのある自然空間、レクリエーション空間として、親水施設の設置など河川環境の創出を図ります。
- ・瀬戸内海国立公園や佛通寺御調八幡宮県立自然公園等の自然公園,県立中央森林公園,白 竜湖スポーツ村公園,久井の岩海等は、レクリエーション機能や観光資源として、保全・活 用を図ります。

4) 地球環境の保全

- ・ 地球温暖化を防止するため、緑化推進や緑地の保全を図るとともに、環境学習等を通じて 市民意識の啓発を図ります。
- ・ 国道 2 号等の交通渋滞対策や公共交通機関の利用促進等により、温室効果ガスの排出抑制を図ります。







大野浦海水浴場

(8) 景観の保全・形成方針

本市の豊かな自然や歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進するため、山林や河川、海岸等の自然景観、田園風景や歴史・文化資源と調和した景観など、個性を活かした景観の保全・形成を図ります。

このため、市民との協働による総合的な景観づくりを進め、地域資源としての価値を高めるとともに、魅力とにぎわいのある地域づくりを推進し、「景観計画」の策定を検討します。

1) 自然景観

- ・瀬戸内海国立公園筆影山・竜王山からの眺望に代表される瀬戸内海の多島美など、自然景 観を保全するとともに、アクセス道や眺望の場を整備し、観光資源としての活用を図りま す。
- ・城跡や寺社など歴史・文化資源については、自然景観との調和を図ります。
- ・ 市街地や海岸, 渓谷等の背後に広がる山林は, 豊かな緑を形成する自然景観として保全を 図ります。
- ・ 沼田川等の河川沿いでは、河川改修と併せた親水施設の整備や緑化を促進し、水と緑からなる水辺景観の形成を図ります。
- ・港湾施設は、緑地や親水空間の創出を図り、美しい海岸景観の形成を促進します。



船木峡と空港大橋(仮称)



筆影山からの眺望

2) 市街地における景観

①拠点における景観形成

- ・広島空港とその周辺地区では、優れた沿道景観や水辺景観の保全・形成を図ります。
- ・ JR 三原駅と三原内港が立地する市街地は、歩道や広場など質の高い公共空間の形成とともに、建築物や工作物、屋外広告物などの誘導方法を検討し、良好で魅力ある景観の形成を図ります。
- JR 本郷駅周辺地区を流れる水路は、市街地にうるおいを与える資源として保全と活用を図ります。



JR 三原駅前広場の景観

②まちなみの形成

- ・ 建築物や工作物,屋外広告物の誘導方法の検討などにより,歴史的景観と調和したまちな みの形成を図ります。
- ・ 建築物,工作物等の設置にあたっては、色彩や形態・意匠等の適切な誘導に努め、必要に 応じて地区計画や建築協定等の活用を検討します。
- ・ 良好な景観の形成や、美観・風致を維持するため、屋外広告物の規模やデザイン等を、適正に誘導します。



三原城天主台跡

③公共施設の景観形成

・ 沿道環境やまちなみとの調和など、景観に配慮した道路空間の整備、街路樹や公園等による、緑のネットワークの形成を図ります。



帝人通り整備イメージ

3) 田園景観

・ 沼田東町や久井町, 大和町等の農村集落では、農地や水路, 里山, 農家住宅等からなる良好な田園景観の保全を図ります。



田園景観

(9) 安全・安心なまちづくりの方針

本市は、沼田川をはじめとする河川や土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が多く、高潮による被害もあり風水害に脆弱な地形になっており、平成13(2001)年3月に発生した芸予地震においては多くの被害を受けています。

これらの災害による被害を軽減するために、河川改修や雨水排水施設等の施設整備、建築物の不燃化、耐震化など災害に強い市街地の形成、防災体制の確立・強化による、災害に強いまちづくりを推進します。

1)被害軽減のための施設整備

- ・ 水害、土砂災害を防ぐため、沼田川等の河川改修、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業を進めます。
- ・ 高潮や波浪等の災害に備え、堤防や護岸の改良補強など、海岸保全施設の整備を促進します。
- 市街地の雨水排水機能向上のため、下水道整備を推進します。

2) 災害に強い都市基盤の整備

- ・ 市街地の災害時に、延焼遮断空間や一時避難場所となる公園の適正な配置や幹線道路の整備を推進します。
- ・ 緊急輸送に必要な道路, 港湾施設の整備や, 上水道などライフラインの耐震化を進めます。
- 防火水槽や耐震性貯水槽の計画的な整備を推進します。
- ・ 密集住宅市街地では、まちづくり活動との連携、地区計画等の活用による避難路、公園の 充実や建築物の壁面後退により、防災性の向上を図ります。

3) 建築物の不燃化、耐震化

- ・ 市役所, 学校, コミュニティセンター等の避難施設や, 緊急輸送道路沿道の建築物の不燃 化, 耐震化を推進します。
- ・ 建築物の密集した商業地等の建築物の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を検 討します。
- ・ 地震時における建築物の倒壊を防止するため、老朽建築物や旧耐震基準による建築物を対象とした耐震診断の普及等によって、耐震改修を促進します。

4) 防災体制の確立. 強化

- ・ ハザードマップの作成や住民自治組織の活動等を通して、災害危険箇所や避難場所、避難 路の周知とともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成を図ります。
- ・ 迅速かつ正確な情報の継続的な提供により二次災害を防止するため、沼田川河川防災ステーション等の拠点的施設の活用、充実とともに、防災連絡体制の確立・強化を図ります。
- ・ 災害に備え、学校等の避難場所においては、防災資材や生活に必要な物資の備蓄を図ります。

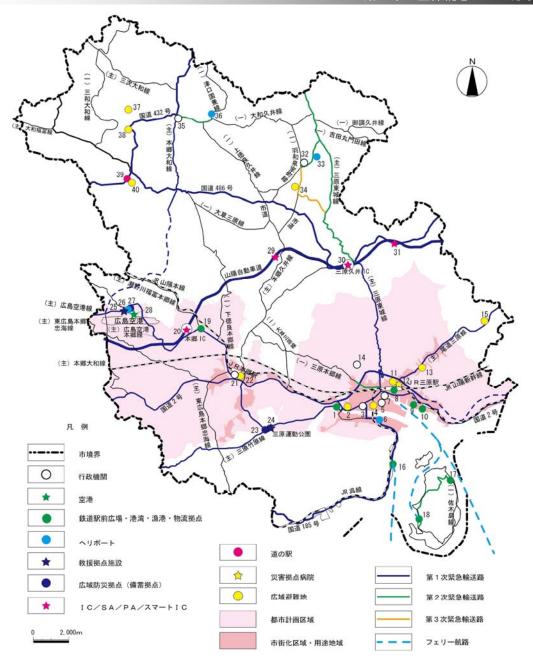


図 2-14 防災施設整備方針図

表 2-8 防災施設名一覧

	1 4 5 PD	見	
施設番号	拠点名	施設番号	拠点名
1	沼田川河川防災ステーション	21	本郷支所
2	県立広島大学三原キャンパス	22	県立総合技術高校
3	三原警察署	23	三原運動公園
4	県立三原高校	24	三原運動公園
5	広島県東部建設事務所三原支所	25	広島県防災拠点施設
6	三菱重工(株)三原製作所和田沖グランド	26	広島県防災拠点施設(防災航空センター)
7	三原市役所	27	広島県防災拠点施設(備蓄倉庫)
8	JR三原駅	28	広島空港
9	JR糸崎駅		山陽自動車道 高坂PA
10	尾道糸崎港糸崎地区岸壁(-10m)	30	山陽自動車道 三原久井IC
11	三原市武道館	31	山陽自動車道 八幡PA
12	総合病院三原赤十字病院	32	久井支所
13	県立三原東高校	33	久井中学校
14	三原市水道部	34	久井運動公園自由広場
15	如水館高校	35	大和支所
16	須波港須波地区	36	上徳良山村広場
17	佐木港須波地区	37	広島三育学院
18	瀬戸田港向田地区	38	県立大和高校
19	三原市船木コミュニティセンター	39	よがんす白竜
20	山陽自動車道 本郷IC	40	白竜ドーム
			(海水) 古自国山山代代到西

(資料:広島県地域防災計画)